

ノンイミグランド O (ボランティア)

来館前に、必ず事前予約 **【VABO】** www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/を行ってください。

申請時間：9 時 30 分～11 時 30 分 - 休館日は HP (www.thaiconsulate.jp)をご確認ください。

受領時間：13 時 30 分～15 時 00 分 - 書類不備がなければ 3 営業日後 (申請日を含む) の受領となります。
(タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に
関しましては、少なくとも 45 日～60 日のビザ取得日数が必要です。)

入国目的	タイのボランティア団体 (NGO/協会 /財団) においてボランティア活動を 目的に入国・滞在する場合	入国回数	シングル (1 度のみ入国可能)
		ビザ有効期限	発行日から 3 か月
		入国後の滞在可能期間	入国日から 90 日
		ビザ申請料金 (現金のみ)	11,000 円
注意事項	<ul style="list-style-type: none">提出した航空券 (e チケット) または航空券予約確認書の入国日に必ず入国すること。タイ入国後、入国管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて 滞在を希望する者は、タイ入国管理局で滞在期間の延長を申請可能です。一旦受理した書類は一切返却致しません。ビザ申請料は返金できません。下記の必要書類は、事前の通知なしに変更することがあります。タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあります。また申請者が全ての書類を揃えてい ても、タイ王国大阪領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。ビザの発給は総領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、問い合わせが あっても回答できません。詐称もしくは虚偽の申請を行った場合は永久に申請不適合となります。		

必要書類

1. パスポート 原本 と コピー

- 有効期限が 6 か月以上あるもの
- 査証欄の余白部分が 2 ページ以上あるもの
- コピーはデータ面 (顔写真のある面・パスポート番号記載面・所持者サイン記載面) を A4 サイズで取ること

2. 申請書 (Application For Visa) [[PDF](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

3. 証明写真 1 枚

- サイズ 縦 4.5cm×横 3.5 cm
- カラー写真で、3 か月以内に撮影されたもの

- 申請書に貼り付けてください
- 国籍によって枚数が異なります。以下の日本国籍以外の申請者の追加書類をご確認ください。

4. 経歴書 (Personal History) [\[PDF\]](#)

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

5. ビザ発行を要請するタイ側の団体 (NGO/協会/財団) の招聘状 (Invitation Letter)

- 必ず原本であり、英文 もしくは タイ文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- NGO/協会/財団のレターヘッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館 (Royal Thai Consulate-General, Osaka) であること
- 内容には必ず、申請者名、入国目的、活動内容、入国日、滞在期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- NGO/協会/財団設立許可書に記載されている代表者の直筆署名 (サイン権保有者) の直筆署名 (電子署名は不可) と公印を含むこと。また、署名をした代表者の ID カードのコピー もしくは パスポート顔写真ページのコピーを提出すること。

6. タイの NGO/協会/財団の設立許可書のコピー

7. ビザ発行を要請する日本側の NGO/協会/財団/教育機関/会社からの推薦状 原本

- 必ず原本であり、英文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- NGO/協会/財団/教育機関/会社のレターヘッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館「Royal Thai Consulate-General, Osaka」であること
- 内容には必ず、申請者名、入国目的、活動内容、入国日、滞在期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- NGO/協会/財団/機関などの公印が捺印されており、サイン権保有者の直筆署名を含むこと
- 個人でタイのボランティア団体に連絡し、日本側の所属がない場合は、**身元保証書原本 (Guarantee letter) と保証人の署名入りのパスポート または 運転免許書の裏表コピー**を提出すること

身元保証書 [\[PDF\]](#)

- 身元保証人は、20 歳以上で正規日本居住 (外国籍の場合は永住権所持者)、申請者の個人情報などを確認することができること、そして申請者がタイ在住中に領事館から連絡ができる日本在住の者
- 保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カード (永住者のみ) の裏表コピーを提出すること
- 英文身元保証書 (Guarantee Letter) の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書 (Guarantee Letter) に署名したものと同一の自筆の署名をすること

8. 航空券 (e チケット) または 航空券予約確認書コピー

- 航空会社 もしくは 旅行代理店発行のもので、申請者名、便名、タイ入国日が明記されていること

9. タイのボランティア団体 (NGO/協会/財団) が属する管轄官庁 (行政機関) もしくは 地方自治体 (県/市/区) 発行の承認状 原本 (申請者が、NGO/協会/財団においてボランティア活動を行うという旨が記載されてある証明書)

- 2 回目以降のボランティアビザ申請者は、必ずご提出いただきます。
- 9 の書類が提出できない場合は、タイ労働省発行の有効期限のある労働許可証 (Work Permit) のコピー もしくは WP3/WP32 (Work Permit 事前審査受理書) のコピー (発行から 3 か月以内のもの) を提出すること。

日本国籍以外の申請者の追加書類

10. 在留カードの裏表コピー（申請時に原本を提示すること）

- 有効期限が 3 か月以上あるもの
- 在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること

11. 申請書と証明写真（以下の表に記載のある国籍のみ）（証明写真は申請書に貼り付けてください）

- 1-28 の国籍の方は 申請書 3 枚と写真 3 枚
- 29-30 の国籍の方は 申請書 4 枚と写真 4 枚

1. アフガニスタン	2. バングラデシュ	3. エジプト	4. 北朝鮮
5. リビア	6. パレスチナ	7. スーダン	8. イエメン
9. カメルーン	10. コンゴ共和国	11. コンゴ民主共和国	12. 赤道ギニア共和国
13. ギニア共和国	14. アルジェリア	15. 中国	16. イラク
17. レバノン	18. ネパール	19. パキスタン	20. スリランカ
21. シリア	22. ガーナ	23. 中央アフリカ共和国	24. ソマリア連邦共和国
25. サントメ・プリンシペ 民主共和国	26. リベリア共和国	27. シエラレオネ共和国	28. ミャンマー (日本国法務省発行の再入国 許可書保持者)
29. ナイジェリア	30. イラン		

※ 上記表に記載の国籍の申請者は、ビザ発給までの審査に 3 日から 60 日ほど時間を要する場合がございます。
ご出発する前は余裕を持って申請されることを推奨します。

※ ナイジェリア国籍の申請者は、ここに記載のある全ての必要書類に加え、The National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA) 発行の無犯罪証明書の提出が必要です。また、この証明書はナイジェリア連邦共和国外務省で認証を受け、その後在アブジャタイ王国大使館で認証を受けてください。